

第13期定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時 開会
（午前9時 受付開始）

場所 東京都千代田区神田須田町一丁目25番
J R神田万世橋ビル4階
ステーションコンファレンス万世橋

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

【新型コロナウイルス感染症の対策 に関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ①株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性がございます。株主様には可能な限り書面又はインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ②会場にご来場の株主様におかれましては、マスク着用をお願いいたします。
- ③株主総会に出席する役員及び運営メンバーは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ④その他、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講ずる場合があります。

RIETEC

 日本リーテック株式会社

証券コード1938

目次

招集ご通知

第13期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	3

招集通知添付書類

事業報告

I. 企業集団の現況に関する事項	5
II. 会社の現況	14

連結計算書類	25
--------------	----

計算書類	35
------------	----

監査報告	42
------------	----

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	50
第2号議案 定款一部変更の件	51
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	59
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	65
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	69
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	70
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	70

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目6番地
日本リーテック株式会社
代表取締役社長 田邊 昭治

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様には可能な限り書面又はインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始時刻は、午前9時となります。）
 2. 場 所 東京都千代田区神田須田町一丁目25番
J R 神田万世橋ビル4階 ステーションコンファレンス万世橋
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.j-rietec.co.jp>）に掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）  
午後6時到着分まで



**インターネット等で議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用  
議決権行使書  
ウェブサイトに  
ログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

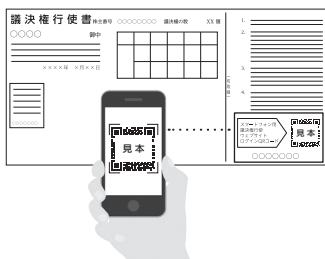
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

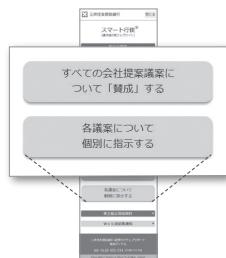
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

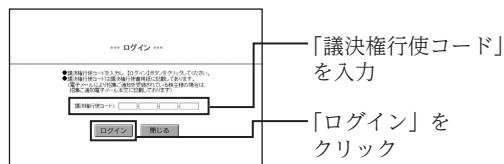
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## (添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 当連結会計年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種の普及や社会・経済活動の維持・両立に向けた各種政策もあり、一時は持ち直し基調で推移いたしました。しかしながら、オミクロン株による感染が急拡大したほか、原油価格の高騰や緊迫するロシア・ウクライナ情勢など、景気の下振れリスクが生じており、依然として先行き不透明な状況となっております。

建設業界におきましては、国土強靱化工事をはじめとした関連予算の執行により、公共投資は堅調に推移しており、民間設備投資も徐々に持ち直しの動きが見られたものの、建設資材の高騰や人手不足の影響による建設コスト増加が顕著化しており、収益への影響が懸念されております。

このような状況の中、当社グループは「工事を通じてインフラを支え、社会に貢献する」という使命を果たすべく、事業への影響を最小限に抑えるため、感染拡大防止策を積極的に進めるとともに、受注の確保と着実な施工に努めてまいりました。また2022年3月に発生した福島県沖地震により甚大な被害を受けた東北新幹線の設備復旧工事に従事するなど、災害対応にも尽力いたしました。

当連結会計年度の受注高につきましては、コロナ禍によるご発注者の設備投資抑制等により厳しい受注環境となりましたが、屋内外電気設備部門及び送電線設備部門における大型プロジェクト工事の受注等も寄与し、485億6百万円（前年度は410億2千8百万円）となりました。売上高につきましては、鉄道電気設備部門における北陸新幹線の敦賀延伸工事や渋谷駅の大規模改良工事、送電線設備部門における飛騨信濃直流幹線工事など、大型プロジェクト工事が順調に進捗・完成し、532億3千1百万円（前年度は552億円）となりました。

利益につきましては、工事の受注条件が厳しさを増す中、前連結会計年度と比較して利益率が低下したこと等により、営業利益が30億6千8百万円（前年度は42億2千万円）、経常利益が33億4百万円（前年度は47億6千5百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益が24億3百万円（前年度は32億7千8百万円）となりました。

営業利益及び経常利益につきましては、当連結会計年度の期首に公表した連結業績予想を下回る結果となりました。これは計画時に想定した利益率の水準を概ね確保した一方で、売上高が計画を下回ったことによるものであります。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、連結業績予想の24億3千万円を若干下回ったものの、政策保有株式や固定資産の売却による特別利益が寄与したことで、ほぼ同水準の利益となりました。

事業の種類別セグメントの連結業績は次のとおりであります。

### 〔電気設備工事業〕

電気設備工事業につきましては、受注工事高が485億6百万円（前年度は410億2千8百万円）、完成工事高が503億8千万円（前年度は517億8千8百万円）、営業利益が57億6千6百万円（前年度は67億2千7百万円）となりました。

### 〔鉄道電気設備部門〕

鉄道電気設備工事につきましては、東日本旅客鉄道株式会社の安全・安定輸送に伴う設備更新工事、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の新幹線建設工事等により、受注工事高が265億3千3百万円（前年度は234億4千8百万円）、完成工事高が299億6千3百万円（前年度は331億4千5百万円）となりました。

（注）鉄道電気設備工事とは、JR各社及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の信号保安設備、電車線路設備、発変電設備、電灯電力設備、電気通信設備、送電線路設備等の工事をいいます。

### 〔道路設備部門〕

道路設備工事につきましては、高速道路会社各社の標識工事、電気通信工事、警視庁及び各警察本部の交通信号機工事等により、受注工事高が89億5千8百万円（前年度は95億7百万円）、完成工事高が94億7千2百万円（前年度は102億4千6百万円）となりました。

（注）道路設備工事とは、高速道路会社各社及び各都道府県警察等の道路標識、道路標示、交通信号機、道路情報制御システム、遮音壁等の交通安全付帯設備の設計、施工、メンテナンス等の工事をいいます。

### 〔屋内外電気設備部門〕

屋内外電気設備工事につきましては、官公庁・民間事業者の電気設備工事、太陽光発電設備工事等により、受注工事高が59億4千8百万円（前年度は32億6千1百万円）、完成工事高が44億6千3百万円（前年度は34億3千2百万円）となりました。

(注) 屋内外電気設備工事とは、受変電設備、自家発電設備、動力設備、電灯設備、電話設備、LAN等情報関連設備、自動火災報知設備、その他通信関連設備等建築物に施設される屋内電気設備と、太陽光発電、光通信ケーブル布設、屋外施設照明、テレビ電波障害対策等の屋外電気設備に関し、企画、設計から施工、メンテナンスまでの工事をいいます。

#### **[送電線設備部門]**

送電線設備工事につきましては、電力会社各社の架空送電線路工事等により、受注工事高が70億6千6百万円（前年度は48億1千万円）、完成工事高が64億8千1百万円（前年度は49億6千3百万円）となりました。なお、当部門については、地域間連系線等の大型プロジェクト工事により、受注工事高・完成工事高が増加しております。

(注) 送電線設備工事とは、電力会社各社、電源開発株式会社等の送電線路、電気通信設備の工事をいいます。

#### **(兼業事業)**

兼業事業につきましては、主に道路標識、交通安全用品の販売等により、売上高が24億6千1百万円（前年度は30億3千5百万円）、営業損失が2千3百万円（前年度は2億1千2百万円の営業利益）となりました。なお、兼業事業については、景気の低迷を受けて売上高が減少するとともに、売上原価が上昇いたしました。

#### **(不動産賃貸事業)**

不動産賃貸事業につきましては、主にオフィスビルの賃貸等により、売上高が3億8千9百万円（前年度は3億7千6百万円）、営業利益が1億9千7百万円（前年度は1億8千1百万円）となりました。

#### **(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度における設備投資額は16億3千3百万円であり、その主なものは新基幹システムの構築、水戸支社の建物、静岡営業所の土地の取得であります。

#### **(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度において、増資等による資金調達は行っておりません。

## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 10 期<br>(2019年3月期) | 第 11 期<br>(2020年3月期) | 第 12 期<br>(2021年3月期) | 第 13 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年3月期) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 受 注 工 事 高(百万円)           | 52,349               | 58,128               | 41,028               | 48,506                            |
| 売 上 高(百万円)               | 57,524               | 61,588               | 55,200               | 53,231                            |
| 経 常 利 益(百万円)             | 4,835                | 5,150                | 4,765                | 3,304                             |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 3,349                | 3,634                | 3,278                | 2,403                             |
| 1株当たり当期純利益               | 133円19銭              | 144円52銭              | 130円35銭              | 95円55銭                            |
| 総 資 産(百万円)               | 76,880               | 79,712               | 80,618               | 79,857                            |
| 純 資 産(百万円)               | 49,266               | 51,886               | 54,637               | 55,504                            |
| 1株当たり純資産額                | 1,958円77銭            | 2,062円95銭            | 2,172円34銭            | 2,206円82銭                         |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算定し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づき算定しております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 10 期<br>(2019年3月期) | 第 11 期<br>(2020年3月期) | 第 12 期<br>(2021年3月期) | 第 13 期<br>(当事業年度)<br>(2022年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 受 注 工 事 高(百万円) | 48,047               | 54,305               | 37,049               | 44,718                          |
| 売 上 高(百万円)     | 51,002               | 55,325               | 48,293               | 47,250                          |
| 経 常 利 益(百万円)   | 3,737                | 4,077                | 3,833                | 2,990                           |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 2,483                | 2,713                | 2,583                | 2,209                           |
| 1株当たり当期純利益     | 98円74銭               | 107円87銭              | 102円74銭              | 87円86銭                          |
| 総 資 産(百万円)     | 63,589               | 65,270               | 65,344               | 64,824                          |
| 純 資 産(百万円)     | 38,015               | 39,643               | 41,640               | 42,438                          |
| 1株当たり純資産額      | 1,511円46銭            | 1,576円17銭            | 1,655円58銭            | 1,687円32銭                       |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算定し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づき算定しております。

### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 子会社の状況

| 会社名             | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                        |
|-----------------|-----|----------|--------------------------------|
|                 | 百万円 | %        |                                |
| 株式会社保安サプライ      | 60  | 100      | 鉄道標識及び道路標識の製造販売                |
| 株式会社シーディーサービス   | 30  | 100      | 建物及び電気設備の保守管理、機器工具類の保管・販売      |
| 株式会社保工北海道       | 20  | 100      | 北海道地区における交通信号機、道路標識、道路標示の設計・施工 |
| 株式会社保工東北        | 20  | 100      | 東北地区における交通信号機、道路標識の設計・施工       |
| NR電車線テクノ株式会社    | 10  | 100      | 電気工事（主に電車線工事）の請負及び監理           |
| 交通安全施設株式会社      | 20  | 100      | 関東地区における交通信号機、道路標識の設計・施工       |
| NRシェアードサービス株式会社 | 20  | 100      | 総務、財務、人事及び経営企画に関する業務の代行等       |

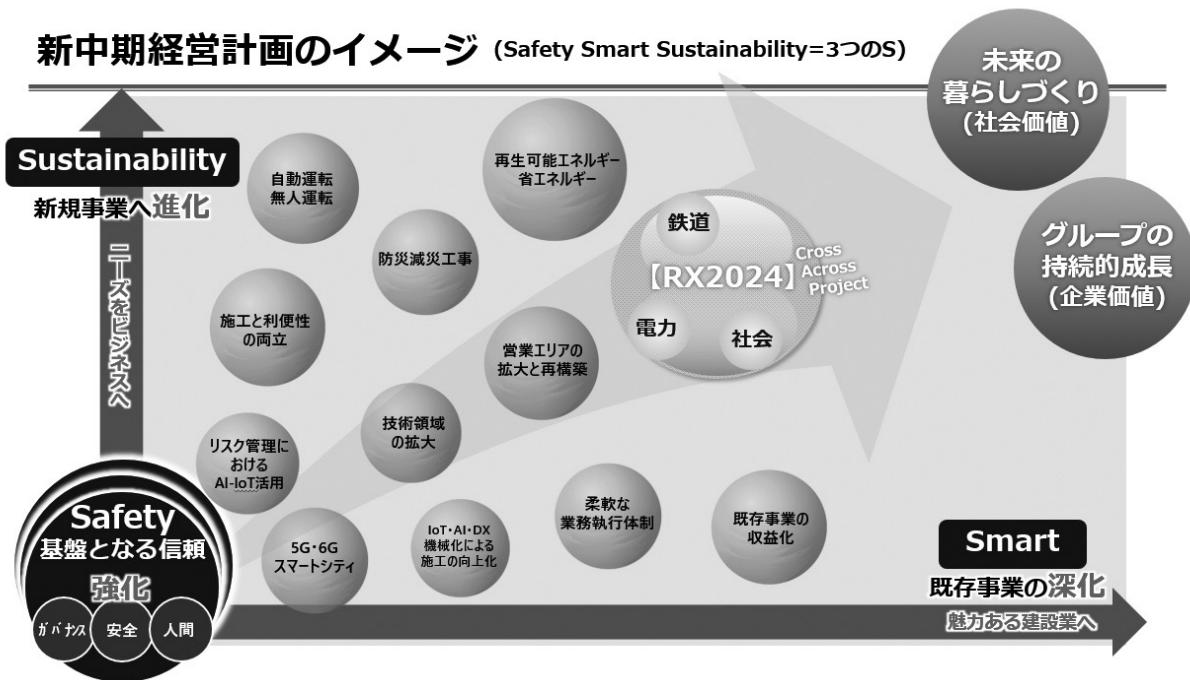
### 4. 対処すべき課題

今後の日本経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中ではありますが、経済活動の正常化に向けた動きが活発化してくるものと思われれます。しかしながら、既に原油をはじめとした資源価格が大幅に上昇しており、企業収益に大きな下振れ圧力がかかっております。また、個人消費に目を向けると物価上昇による消費マインドの低下が懸念されるなど、先行きの不確実性は高く、依然として動向の見極めが必要な状況となっております。

このような状況の中、当社グループを取り巻く環境は、ウィズコロナそしてアフターコロナを見据えた景気の回復基調が進むことを前提に、徐々に受注環境の改善段階に移行していくものと思われれます。しかし、2023年3月期に進捗・完成計上される工事は、前年度からの繰越工事をはじめ、受注条件の厳しい工事が多く含まれることから、利益率の回復にはいまま少し時間を要するものと想定しております。

一方で、社会構造の大きな転換点に際し、私たちの主要なお客様であるインフラ事業者が、従来の収益基盤から脱炭素社会への取り組みやデジタル技術を用いた新たなサービス展開への取り組みに力を入れようとしている点に着目し、この経営環境の変化をチャンスと捉え、2022年度を初年度とする新たな中期経営計画「Change and Innovation RIETEC 2024」（Safety Smart Sustainability=3つのS）をスタートさせました。

いまだ不透明感が拭えない社会・経済情勢ではありますが、DX戦略や経営資源の更なる効率化を力強く推進し、「工事を通じてインフラを支え、社会に貢献する」という変わらぬ使命を果たすとともに、株主の皆さまの負託にお応えするべく最大限の努力を払ってまいります。



招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 経営理念

当社は、鉄道の技術から発展した総合電気工事会社として、安全を第一に、品質の向上と技術の研鑽に努め、変革に挑み続けます。

そして、卓越した技術と誠実な施工により、お客様から信頼され、共に成長し、広く社会基盤の構築に貢献することで、持続可能な社会を目指します。

## 経営の基本方針

### [安全]

安全は経営の根幹である。労働災害及び重大事故ゼロを目指して、役員、社員一人ひとりが自らの職責を全うして安全を築き上げます。

### [意識改革で会社・社会の発展]

役員・社員一人ひとりが、常にチャレンジ精神で自ら考え行動することにより、競争力と収益力に優れた企業として持続的に成長し、企業価値と社会価値の向上を目指します。

### [社員の働きがい]

役員・社員一人ひとりが、仕事に誇りを持って自らの成長に努め、社会への貢献を通じて、仕事と生活の調和のとれた働きがいのある職場を実現します。

## 環境基本理念

日本リーテックグループは「広く社会基盤の構築に貢献する」という経営理念のもと、地球環境に対する継続的改善を経営の重要課題と位置づけ、事業活動の全ての場面において、環境負荷の低減に努め、持続可能な社会の実現に向けて貢献いたします。

## 5. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは建設業法により、特定建設業者及び一般建設業者として国土交通大臣の許可を受け、鉄道電気設備工事、道路設備工事、屋内外電気設備工事、送電線設備工事等の工事請負及びこれに附帯する事業を行うほか、標識類の販売及び不動産の賃貸を行っております。

## 6. 主要な事業所（2022年3月31日現在）

### (1) 当社の主要な事業所

- ① 本店 東京都千代田区神田錦町一丁目6番地  
 ② 本部・支店

| 名 称             | 所 在 地         | 名 称             | 所 在 地         |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>【本 部】</b>    |               | <b>【支 店】</b>    |               |
| 鉄 道 本 部         | 東 京 都 千 代 田 区 | 盛 岡 支 店         | 岩 手 県 盛 岡 市   |
| 社 会 イ ン フ ラ 本 部 | 東 京 都 千 代 田 区 | 仙 台 支 店         | 仙 台 市 宮 城 野 区 |
| 電 力 シ ス テ ム 本 部 | 東 京 都 千 代 田 区 | 新 潟 支 店         | 新 潟 市 江 南 区   |
|                 |               | 中 央 支 店         | 千 葉 県 松 戸 市   |
|                 |               | 横 浜 支 店         | 横 浜 市 磯 子 区   |
|                 |               | 千 葉 支 店         | 千 葉 市 中 央 区   |
|                 |               | 高 崎 支 店         | 群 馬 県 高 崎 市   |
|                 |               | 道 路 設 備 支 店     | 東 京 都 品 川 区   |
|                 |               | 交 通 シ ス テ ム 支 店 | 東 京 都 江 戸 川 区 |
|                 |               | ビ ル イ ン フ ラ 支 店 | 東 京 都 荒 川 区   |
|                 |               | 関 西 統 括 支 店     | 大 阪 市 北 区     |
|                 |               | 中 国 支 店         | 広 島 市 東 区     |

(注) 当社の施工体制は鉄道本部、社会インフラ本部、電力システム本部の3本部にて構成されており、地方営業拠点につきましては各本部の管轄下に置いております。

### (2) 子会社

| 会 社 名           | 所 在 地                  |
|-----------------|------------------------|
| 株式会社保安サプライ      | 東京都中央区日本橋本石町三丁目2番4号    |
| 株式会社シーディーサービス   | 東京都台東区下谷一丁目13番地6号      |
| 株式会社保工北海道       | 北海道札幌市中央区北一条東十四丁目1番地12 |
| 株式会社保工東北        | 宮城県仙台市宮城野区岩切分台一丁目8番地の6 |
| NR電車線テクノ株式会社    | 東京都荒川区西尾久四丁目14番6号      |
| 交通安全施設株式会社      | 東京都品川区大崎一丁目20番8号       |
| NRシェアードサービス株式会社 | 東京都千代田区神田錦町一丁目6番地      |

## 7. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----|---------|-------------|
| 男 性 | 1,395名  | 20名増        |
| 女 性 | 175名    | 7名増         |
| 合 計 | 1,570名  | 27名増        |

(注) 従業員数には、当社グループ外からの出向者67名及び臨時従業員96名を含み、当社グループ外への出向者14名は含んでおりません。

### (2) 当社の従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----|---------|-----------|---------|-------------|
| 男 性 | 1,077名  | 16名増      | 41.0歳   | 14.7年       |
| 女 性 | 92名     | 1名減       | 45.5歳   | 15.0年       |
| 合 計 | 1,169名  | 15名増      | 43.2歳   | 14.8年       |

(注) 従業員数には、社外からの出向者80名及び臨時従業員80名を含み、社外への出向者27名は含んでおりません。

## 8. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の現況

### 1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,617,717株 (自己株式466,416株を含む)
- (3) 株主数 2,368名
- (4) 大株主(上位10名)

| 株主名                                                                       | 持株数   | 持株比率 |
|---------------------------------------------------------------------------|-------|------|
|                                                                           | 千株    | %    |
| 東日本旅客鉄道株式会社                                                               | 4,319 | 17.2 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)                                               | 1,561 | 6.2  |
| 日本リーテック取引先持株会                                                             | 1,447 | 5.8  |
| 日本リーテック従業員持株会                                                             | 1,115 | 4.4  |
| 日本電設工業株式会社                                                                | 1,045 | 4.2  |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND                                    | 990   | 3.9  |
| 光通信株式会社                                                                   | 984   | 3.9  |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY<br>SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND | 925   | 3.7  |
| 住友電気工業株式会社                                                                | 756   | 3.0  |
| 株式会社みずほ銀行                                                                 | 756   | 3.0  |

(注) 持株比率は自己株式(466,416株)を控除して計算しております。

### 2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名                    | 担当及び重要な兼職の状況                                       |
|-----------|------------------------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | た なべ しょう じ<br>田 邊 昭 治  |                                                    |
| 常務取締役     | おお もり いく お<br>大 森 郁 雄  | 総務部長、コンプライアンス担当、リスク統括担当<br>東日本電気エンジニアリング株式会社 社外取締役 |
| 常務取締役     | え ぐさ しげる<br>江 草 茂      | 経営企画部長、監査部担当                                       |
| 取 締 役     | さわ むら まさ あき<br>澤 村 正 彰 | 財務部長、人事部担当、資材部担当<br>大同信号株式会社 社外監査役                 |
| 取 締 役     | きた はら ゆう じ<br>北 原 雄 二  | 弁護士                                                |
| 取 締 役     | さ く ま はじめ<br>佐 久 間 一   | 東京建物株式会社 特別顧問                                      |
| 取 締 役     | か とう おさむ<br>加 藤 修      | 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 鉄道事業本部電気ネットワーク<br>部長              |
| 常 勤 監 査 役 | あけ ぼし ひさ お<br>明 星 久 雄  |                                                    |
| 常 勤 監 査 役 | じん さ なえ<br>神 早 苗       |                                                    |
| 監 査 役     | えん どう しげ き<br>遠 藤 茂 樹  |                                                    |
| 監 査 役     | おお の まさ と<br>大 野 雅 人   | 学校法人 明治大学 専任教授                                     |

- (注) 1. 取締役北原雄二氏、取締役佐久間一氏及び取締役加藤修氏は、社外取締役であります。
2. 監査役遠藤茂樹氏及び監査役大野雅人氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役北原雄二氏、取締役佐久間一氏、監査役遠藤茂樹氏及び監査役大野雅人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役明星久雄氏は、長年にわたり財務部門や監査部門の要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役神早苗氏は、当社グループにおいて財務及び監査業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役大野雅人氏は、長年にわたり国税庁での業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2021年6月24日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、取締役土澤壇氏が任期満了により退任いたしました。

8. 当社では、監督と執行の分離を図るため、2009年4月1日より執行役員制度を導入しております。2022年6月24日現在(予定)の執行役員及び担当業務は次のとおりであります。

|        |       |                            |
|--------|-------|----------------------------|
| 専務執行役員 | 鈴木 敏彦 | (鉄道本部長)                    |
| 常務執行役員 | 小関 文彦 | (鉄道本部中央支店長)                |
| 常務執行役員 | 真鍋 正臣 | (社会インフラ本部長、サステナビリティ推進本部長※) |
| 執行役員   | 薄井 利夫 | (鉄道本部仙台支店長)                |
| 執行役員   | 石田 辰男 | (社会インフラ本部ビルインフラ支店長)        |
| 執行役員   | 佐藤 純一 | (鉄道本部副本部長)                 |
| 執行役員   | 濱崎 茂  | (社会インフラ本部副本部長、同交通システム支店長)  |
| 執行役員   | 小柳 昌光 | (電力システム本部長)                |

※サステナビリティ推進本部については、2022年7月1日設置予定であり、同日付で就任いたします。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等からの損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を決議しております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては各取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬（基準額）としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し支払うこととしております。

・基本報酬

月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて業績内容、賃金動向、世間水準、業界水準等を考慮しながら、独立社外役員が過半数を占める諮問委員会の答申を尊重し、総合的に勘案して決定することとしております。

・業績連動報酬等

業績指標を反映した現金報酬とし、各取締役の担当職責等に対する成果と各事業年度の連結業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年 の定時株主総会後に支給することとしております。目標となる指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に策定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行い、当該業績連動報酬等の額は、諮問委員会の答申を尊重し、決定することとしております。

② 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長田邊昭治がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、諮問委員会の答申を尊重して、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当職責に対する成果を踏まえた賞与の評価配分をすることとしております。代表取締役社長は取締役会の議長であり、取締役会及び取締役の職責について俯瞰し、客観的に適正評価できる立場にあり、評価者として適任と判断しております。また、諮問委員会のメンバーは当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長に決定内容の開示を適宜請求できるものとしております。

③ 取締役の報酬等の種類別の割合

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、取締役会の委任を受けた代表取締役社長は諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬内容を決定することとしております。

(5) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額                  | 報酬等の種類別の総額              |                       | 対象となる<br>役員の数 |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|---------------|
|                    |                         | 基本報酬                    | 業績連動報酬等               |               |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 108,180千円<br>(15,960千円) | 76,500千円<br>(11,400千円)  | 31,680千円<br>(4,560千円) | 8名<br>(4名)    |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 31,200千円<br>(10,200千円)  | 31,200千円<br>(10,200千円)  | —                     | 4名<br>(2名)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 139,380千円<br>(26,160千円) | 107,700千円<br>(21,600千円) | 31,680千円<br>(4,560千円) | 12名<br>(6名)   |

- (注) 1. 業績連動報酬等については、企業本位の営業活動に加えて財務活動の成果を加味した総合的な収益力を表している連結経常利益等を指標としております。13期の連結経常利益は3,304百万円であり、公表している連結経常利益計画値3,490百万円に対して、設定した基準額に達成度合いに応じた係数を乗じ、職責に応じた貢献度を勘案し、決定しております。
2. 上記には、当事業年度中に退任した社外取締役1名に対する支給等の額及び員数が含まれておりません。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 取締役の報酬限度額は、2018年6月27日開催の定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額5千万円以内とし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の定時株主総会において年額6千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。
6. 当事業年度における取締役の報酬内容は、決定方針に従い、諮問委員会にて業績内容、賃金動向、世間水準、業界水準等を考慮し、その答申を尊重して決定されており、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。
7. 業績連動報酬等の額は当事業年度中に役員賞与引当金として費用計上した額となります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役佐久間氏は、東京建物株式会社の特別顧問であります。東京建物株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役加藤修氏は、当社の主要な取引先である東日本旅客鉄道株式会社の執行役員鉄道事業本部電気ネットワーク部長を兼務しております。東日本旅客鉄道株式会社は、当社と電気設備工事の施工の取引関係があり、当社の大株主となっております。
- ・監査役大野雅人氏は、学校法人明治大学の専任教授であります。学校法人明治大学と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名                   | 活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                    |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | きた はら ゆう じ<br>北 原 雄 二 | 当事業年度に開催された取締役に14回中13回出席いたしました。主に弁護士としての豊富な知識・経験から、取締役会では助言・提言を行い、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に適切な役割を果たしております。また、諮問委員会の委員として幅広い見識に基づきその役割を果たしております。                      |
| 取 締 役 | さ く ま はじめ<br>佐 久 間 一  | 当事業年度に開催された取締役に14回中14回出席いたしました。主に会社役員として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき社外の客観的・専門的な視野による的確な助言・提言を行うなど、当社の経営を監督し、ガバナンス体制強化への適切な役割を果たしております。また、諮問委員会の委員として幅広い見識に基づきその役割を果たしております。 |
| 取 締 役 | か と う おさむ<br>加 藤 修    | 当事業年度において、2021年6月24日就任以降に開催された取締役に10回中10回出席いたしました。取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、鉄道に関する技術、安全等に対する豊富な知識・経験に基づき助言・提言を行うなどの適切な役割を果たしております。                                   |
| 監 査 役 | えん どう しげ き<br>遠 藤 茂 樹 | 当事業年度に開催された取締役に14回中14回、監査役に15回中15回出席し、これまで培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っております。                                                                                           |
| 監 査 役 | おお の まさ と<br>大 野 雅 人  | 当事業年度に開催された取締役に14回中14回、監査役に15回中15回出席し、これまで培われた税務に関する専門的な知識と大学教授としての幅広い見識に基づき発言を行っております。また、諮問委員会の委員として幅広い見識に基づきその役割を果たしております。                                       |

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額   |
|-------------------------------------|---------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                       | 4 5 百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 4 5 百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確には区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積もり等が、当社の事業規模に適切であるか必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人に対する報酬等に対して、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### 【内部統制システム構築の基本方針】

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 日本リーテックグループは、コーポレートガバナンス体制の中において、コンプライアンス・マニュアルを設け、以下を定めている。

企業の役員、使用人が法令を遵守することは当然であり、社会の構成員としての企業人、社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。日本リーテックグループは、この観点から社会規範及び倫理並びに法令等厳守することにより、公正かつ適切な経営の実現を図る。

- ・ 日本リーテックグループ各社の取締役は、この実践のための経営の基本方針をはじめ企業行動規範及び日本リーテックグループ各社の倫理方針に従い、日本リーテックグループ全体における法令並びに企業倫理の遵守と浸透を図る。
- ・ 当社はコンプライアンス責任者として担当取締役を任命し、日本リーテックグループとしてのコンプライアンス体制の整備並びに問題点の把握に努める。

#### ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、経営の基本方針の他、コンプライアンス・マニュアル及び日本リーテックグループ各社の倫理方針を含めた実践的運用と徹底を行うとともに、経営環境の変化や内外の定期的な情報収集等により整備・改善を行う体制を構築する。また、業務執行担当取締役に日本リーテックグループ各社の使用人に対するコンプライアンス教育を行わせる。
- ・ 日本リーテックグループの使用人は、日本リーテックグループ各社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、所属会社又は当社に報告する。コンプライアンス担当取締役は、当該報告された事実についての調査を指揮、監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合は適切な対策を講じる。
- ・ 日本リーテックグループにおける法令遵守上疑義ある行為等について、使用人が直接通報できる手段を確保するとともに通報者に不利益がないことを確保する。
- ・ 重要な通報については、その内容と会社の対処状況、結果について適切に日本リーテックグループの取締役、使用人に開示し周知徹底する。
- ・ コンプライアンス担当取締役は、総務部を直轄する。総務部はコンプライアンス担当取締役の指示により、日本リーテックグループのコンプライアンス体制維持並びに業務執行状況の把握に努める。

- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録含む）その他重要な情報を法令及び社内規程に基づき適切に保存、管理する。
    - a. 株主総会議事録、
    - b. 取締役会議事録、
    - c. 取締役が主催するその他重要会議の議事録、
    - d. 取締役を決定者とする決定書類及び附属書類、
    - e. その他取締役会が決定する書類
  - ・ 取締役及び監査役は、常時上記に示す文書等を閲覧できるものとする。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社の定めるコーポレートガバナンス体制におけるリスク管理体制を整備し、取締役会は企業価値を高め企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処する。
  - ・ リスク管理体制整備のため、次の措置をとる。
    - a. リスク管理責任者として担当取締役を任命する。
    - b. リスク管理担当取締役は、リスク管理体制に基づき日本リーテックグループ全体のリスク管理体制の整備、浸透及び問題点の把握に努める。
    - c. 代表取締役を委員長とし、リスク管理担当取締役及び有事に関する業務執行担当取締役、その他必要な人員を構成とするリスク統括委員会を設置し、有事に際しては即時、適切かつ迅速に対応する。
  - ・ 上記のほか、事業の継続を確保するため、以下のリスク体制を整備する。
    - a. 事故、火災、自然災害等重大な損失を被るリスク
    - b. 取締役及び使用人の不適正な業務執行により重大な支障を生じるリスク
    - c. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
    - d. その他取締役会が極めて重大と判断するリスク
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 代表取締役及びその他の業務執行担当取締役については、社内規程に基づき業務の執行を行わせる。
  - ・ 特定の事業部門ごとに責任を持つ執行役員への権限委譲を行うため執行役員制度を導入する。
  - ・ 取締役会機能を強化し、経営効率を向上させるため、代表取締役及びその他の業務執行担当取締役、その他必要な人員により構成する経営会議を設ける。
  - ・ 代表取締役及びその他の業務執行担当取締役に委任された事項については、社内規程による。なお、これらの規程は、法令の改廃があった場合及び職務執行の効率化が必要な場合、随時見直しをする。

- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策の他、日本リーテックグループとしてのコンプライアンス・マニュアルを整備する。
  - ・ 日本リーテックグループ各社の取引は、法令、会計規則、税法他社会規範に照らし適正なものではない。
  - ・ 代表取締役及びコンプライアンス担当取締役は、日本リーテックグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。この中には日本リーテックグループ各社の取締役に対し、取締役職務の執行に係る事項の当社への報告、情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導を行うことも含まれる。
  - ・ 当社監査部は、日本リーテックグループ各社における内部監査を実施し、日本リーテックグループ全体に亘る内部統制の有効性と妥当性を確保する。監査の計画、実施状況、結果はその重要度に応じ取締役会をはじめ経営会議に報告する。
  - ・ 日本リーテックグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、不当請求等には毅然とした態度で臨むものとする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役職務を補助すべき使用人については、必要に応じて監査役職務補助のための監査役補助者を置くことができる。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性並びに実効性に関する事項
- 前号の補助者の独立性並びに実効性を確保するため、補助者は取締役の指揮命令に服さないものとし、人事異動、人事評価、懲戒処分は監査役会の承認を得なければならない。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 代表取締役及び業務執行担当取締役は、経営状況及び担当業務の執行状況の他、経営会議等重要な会議の内容について、定期的に監査役へ報告を行う。
  - ・ 代表取締役及び業務執行担当取締役は、以下に定める事項について遅滞なく監査役へ報告を行う。
    - a. 会社の信用を大きく低下させ、又はその恐れのある事項
    - b. 会社の業績に大きく影響を与え、又はその恐れのある事項
    - c. 安全、衛生、環境に関する重大な被害を与え、又はその恐れのある事項
    - d. コンプライアンス・マニュアルに定める企業行動規範に反する行為で重大な事項
    - e. その他日本リーテックグループ各社を含む上記aからdに準ずる事項

- ・ 取締役及び使用人は、監査役が必要とする事項並びに日本リーテックグループ各社の業務及び財産状況を調査する場合は的確に対応する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査体制の実効性を高めるため、監査役の監査環境を整備する。また、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等は速やかに行う。
- ・ 監査役は代表取締役との定期的な意見交換を開催すると共に、監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的監査業務の遂行を図る。
- ・ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に情報交換を行うなど連携を図っていく。

⑪ 信頼性のある財務報告を確保するための体制

- ・ 財務報告の作成にあたっては、公正妥当な会計基準に準拠した経理規程を定める。
- ・ 信頼性ある財務報告を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況を経営者自ら評価し、有価証券報告書内で内部統制報告書として結果報告を行うと共に、不備事項については適時に改善を実施する。
- ・ 財務報告における内部統制の役割について社内通知徹底を図るため、定期的な研修の実施を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりとなります。

【内部統制システムの運用状況の概要について】

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、当社グループに従事する全従業員の行動指針として「日本リーテックグループコンプライアンス・マニュアル」を制定しております。また階層別研修や各事業拠点の機関会議、毎年6月の「コンプライアンスの日」等において、定期的にコンプライアンス教育や総点検を実施するなど、コンプライアンスに対する意識の向上に努めております。また、コンプライアンス相談窓口として、当社グループ社員が直接通報できる内部ヘルプラインと、顧問弁護士事務所を通じて通報できる外部ヘルプラインを設け、問題の早期発見と改善措置に努めております。

- ② 取締役の業務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み  
当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役3名）で構成され、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われると共に、重要事項の審議・決議を行っております。なお、社外取締役は、独立した立場から決議に加わると共に、経営の監視・監督を行っております。
- ③ 損失の危険の管理に関する取組み  
当社において発生が懸念されるリスクや事象を類型別にまとめ、毎年2回、経営会議をはじめとする機関会議において周知徹底を行い、リスク発生の未然防止と適切な管理に努めております。
- ④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み  
当社は、一定の事項について日本リーテックグループ各社に報告を求め、承認を行う体制としている他、毎年2回、グループ各社の社長が出席する「グループ会社社長会」を開催し、経営状況や業務執行状況等についての報告を受け、指導を行っております。また、グループ会社の役員を対象とした研修会を開催しており、ガバナンス体制の強化に努めております。
- ⑤ 監査役への報告及び監査の実効性確保等に関する取組み  
当社の監査役は、取締役会に出席して経営の監査を行っております。また、常勤監査役については、経営会議等の重要会議に出席すると共に、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

◎ 本事業報告中に記載しております数字は、1株当たり当期純利益・1株当たり純資産額を除く金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| ( 資 産 の 部 )     |                   | ( 負 債 の 部 )     |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>44,104,781</b> | <b>流動負債</b>     | <b>17,133,682</b> |
| 現金預金            | 7,841,834         | 支払手形・工事未払金等     | 6,750,303         |
| 受取手形・完成工事未収入金等  | 35,052,626        | 電子記録債務          | 2,719,159         |
| 未成工事支出金         | 667,010           | 未払法人税等          | 825,223           |
| 材料貯蔵品等          | 343,617           | 未成工事受入金         | 110,265           |
| その他             | 199,692           | 完成工事補償引当金       | 7,708             |
|                 |                   | 賞与引当金           | 1,205,657         |
|                 |                   | 役員賞与引当金         | 55,654            |
|                 |                   | その他             | 5,459,709         |
| <b>固定資産</b>     | <b>35,752,889</b> | <b>固定負債</b>     | <b>7,219,642</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>19,870,274</b> | リース債務           | 1,489,875         |
| 建物・構築物          | 9,421,878         | 退職給付に係る負債       | 5,317,423         |
| 機械、運搬具及び工具器具備品  | 544,366           | 役員退職慰労引当金       | 31,387            |
| 土地              | 8,132,696         | その他             | 380,956           |
| リース資産           | 1,658,931         | <b>負債合計</b>     | <b>24,353,325</b> |
| 建設仮勘定           | 112,402           | ( 純 資 産 の 部 )   |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>605,945</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>53,860,131</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>15,276,669</b> | 資本金             | 1,430,962         |
| 投資有価証券          | 14,397,294        | 資本剰余金           | 3,205,423         |
| 繰延税金資産          | 501,475           | 利益剰余金           | 49,567,246        |
| その他             | 382,325           | 自己株式            | △343,500          |
| 貸倒引当金           | △4,425            | その他の包括利益累計額     | 1,644,213         |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 1,660,479         |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額    | △16,265           |
| <b>資産合計</b>     | <b>79,857,670</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>55,504,345</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>79,857,670</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科目                     | 金額         |            |
|------------------------|------------|------------|
| <b>売上高</b>             |            |            |
| 完成工事高                  | 50,380,940 |            |
| 兼業事業売上高                | 2,461,173  |            |
| 不動産事業売上高               | 389,209    | 53,231,323 |
| <b>売上原価</b>            |            |            |
| 完成工事原価                 | 43,363,910 |            |
| 兼業事業売上原価               | 1,965,154  |            |
| 不動産事業売上原価              | 191,646    | 45,520,712 |
| <b>売上総利益</b>           |            |            |
| 完成工事総利益                | 7,017,029  |            |
| 兼業事業総利益                | 496,018    |            |
| 不動産事業総利益               | 197,562    | 7,710,610  |
| <b>販売費及び一般管理費</b>      |            | 4,641,973  |
| <b>営業利益</b>            |            | 3,068,637  |
| <b>営業外収益</b>           |            |            |
| 受取利息配当金                | 136,702    |            |
| 持分法による投資利益             | 65,831     |            |
| 物品売却益                  | 49,213     |            |
| 雑収入                    | 78,745     | 330,491    |
| <b>営業外費用</b>           |            |            |
| 支払利息                   | 63,841     |            |
| 雑支出                    | 30,611     | 94,452     |
| <b>経常利益</b>            |            | 3,304,676  |
| <b>特別利益</b>            |            |            |
| 固定資産売却益                | 40,383     |            |
| 投資有価証券売却益              | 184,826    |            |
| 国庫補助金                  | 27,473     | 252,683    |
| <b>特別損失</b>            |            |            |
| 固定資産除売却損               | 18,187     | 18,187     |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |            | 3,539,172  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 805,014    |            |
| 法人税等調整額                | 331,004    | 1,136,018  |
| <b>当期純利益</b>           |            | 2,403,153  |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |            | 2,403,153  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 項目                      | 株主資本      |           |            |          |            |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|----------|------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式     | 株主資本合計     |
| 当期首残高                   | 1,430,962 | 3,205,423 | 48,092,631 | △343,434 | 52,385,582 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |           |           | △249,452   |          | △249,452   |
| 会計方針の変更を<br>反映した当期首残高   | 1,430,962 | 3,205,423 | 47,843,179 | △343,434 | 52,136,130 |
| 当期変動額                   |           |           |            |          |            |
| 剰余金の配当                  |           |           | △679,086   |          | △679,086   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |           |           | 2,403,153  |          | 2,403,153  |
| 自己株式の取得                 |           |           |            | △65      | △65        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |            |          |            |
| 当期変動額合計                 |           |           | 1,724,066  | △65      | 1,724,001  |
| 当期末残高                   | 1,430,962 | 3,205,423 | 49,567,246 | △343,500 | 53,860,131 |

| 項目                      | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|------------------|-------------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |
| 当期首残高                   | 2,157,182        | 94,495           | 2,251,677         | 54,637,260 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |                  |                  |                   | △249,452   |
| 会計方針の変更を<br>反映した当期首残高   | 2,157,182        | 94,495           | 2,251,677         | 54,387,808 |
| 当期変動額                   |                  |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                  |                  |                  |                   | △679,086   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                  |                  |                   | 2,403,153  |
| 自己株式の取得                 |                  |                  |                   | △65        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △496,702         | △110,761         | △607,463          | △607,463   |
| 当期変動額合計                 | △496,702         | △110,761         | △607,463          | 1,116,537  |
| 当期末残高                   | 1,660,479        | △16,265          | 1,644,213         | 55,504,345 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数…7社

(株)保安サプライ、(株)シーディーサービス、(株)保工北海道  
(株)保工東北、NR電車線テクノ(株)、交通安全施設(株)、NRシェアードサービス(株)

#### (2) 非連結子会社の名称等

NR信号システム(株)

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の数…2社

日本鉄道電気設計(株)、東日本電気エンジニアリング(株)

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

NR信号システム(株)

(株)ケンセイ

持分法を適用しない会社は、それぞれ連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品等

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法、ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

無形固定資産

定額法

また、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間5年に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (4) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金  
金銭債権の取立不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - 完成工事補償引当金  
完成工事にかかる責任補修費用の支出に備えるため設定しており、完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
  - 工事損失引当金  
受注工事の損失に備えるため、工事損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、その損失見積額を計上することとしております。
  - 賞与引当金  
従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上しております。
  - 役員賞与引当金  
役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上しております。
  - 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 収益及び費用の計上基準
- ・電気設備工事業  
電気設備工事業は、鉄道電気設備、道路設備、屋内外電気設備、送電線設備の工事請負を行っており、顧客との契約における履行義務を充足するにつれて、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を一定の期間にわたって認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、原価比例法によって見積っております。  
なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
  - ・兼業事業  
兼業事業は、主に交通施設の標識及び交通安全用品の製造・販売等を行っており、商品及び製品の出荷時点で収益を認識しております。
  - ・不動産賃貸事業  
不動産賃貸事業は、土地、建物等の賃貸を行っており、賃貸の期間にわたって収益を認識しております。
- ② 退職給付に係る負債の計上基準
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。  
過去勤務費用については、発生時に一括費用処理することとしております。  
数理計算上の差異については、発生時の翌連結会計年度に一括費用処理しております。  
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## (会計方針の変更)

### 1. 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は工事契約に係る収益認識に関して、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、当連結会計年度より履行義務を充足するにつれて、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を一定の期間にわたって認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の主に原価回収基準を適用し、計上した売上高は156,221千円、売上原価は△198,923千円であり、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ355,144千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は249,452千円減少しております。

### 2. 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

## (会計上の見積りに関する注記)

履行義務の充足に係る進捗度等に基づいて一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高

- ・当連結会計年度計上額 36,724,069千円
- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、これに応じて一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高を計上しています。工事収益総額は当事者間で合意された工事契約等に基づき、工事原価総額は工事案件ごとの実行予算に基づき、履行義務の充足に係る進捗度は原価比例法により、それぞれ見積っています。新型コロナウイルス感染症による工事原価総額の見積りにあたる影響は軽微との仮定に基づき、会計上の見積りを行っています。

工事収益総額及び工事原価総額の見積りは、新たな合意による工事契約の変更、工種並びに工法の見直し、工事着手後の作業内容の変更、実行予算作成時に顕在化していなかった事象の発生等の状況変化により変動する可能性があり、不確実性を伴います。その結果、翌連結会計年度の連結計算書類の一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高に影響を及ぼす場合があります。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産
 

|                |              |
|----------------|--------------|
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 11,908,880千円 |
| 契約資産           | 23,143,746千円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額
 

|  |              |
|--|--------------|
|  | 11,048,109千円 |
|--|--------------|
3. 債権流動化による売掛債権譲渡高
 

|                |             |
|----------------|-------------|
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 3,532,927千円 |
|----------------|-------------|

#### (連結損益計算書に関する注記)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 収益を分解した情報」に記載しております。

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|        | 当連結会計年度期首<br>株式数 (株) | 当連結会計年度増加<br>株式数 (株) | 当連結会計年度減少<br>株式数 (株) | 当連結会計年度末<br>株式数 (株) |
|--------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式数 |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式   | 25,617,717           | -                    | -                    | 25,617,717          |
| 合計     | 25,617,717           | -                    | -                    | 25,617,717          |
| 自己株式数  |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式   | 466,377              | 39                   | -                    | 466,416             |
| 合計     | 466,377              | 39                   | -                    | 466,416             |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加39株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2021年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 679,086        | 27.00           | 2021年<br>3月31日 | 2021年<br>6月25日 |

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2022年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 679,085        | 27.00           | 2022年<br>3月31日 | 2022年<br>6月27日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気設備工事業を行うための設備投資計画・資金計画に照らして、必要な資金を主に自己資金で賄っております。資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、工事毎及び取引先毎に営業担当部署が残高管理を行い、主要な取引先の信用状況及び財務状況について定期的にモニタリングしております。また、投資有価証券は主として株式であり定期的に時価や財務状況等を把握し経営者層に報告しております。

支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算期）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                      | 連結貸借対照表<br>計上額 (※) | 時価 (※)      | 差額     |
|----------------------|--------------------|-------------|--------|
| (1) 受取手形・完成工事未収入金等   | 35,052,626         | 35,052,626  | —      |
| (2) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 4,542,871          | 4,542,871   | —      |
| (3) リース債務            | (1,489,875)        | (1,471,572) | 18,302 |

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

- (注) 1. 「現金預金」、「支払手形・工事未払金等」、「電子記録債務」並びに「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。  
2. 「市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 9,854,422千円）」は「(2) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

|                  | 時 価       |      |      |           |
|------------------|-----------|------|------|-----------|
|                  | レベル1      | レベル2 | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券<br>其他有価証券 | 4,542,871 | —    | —    | 4,542,871 |

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

|                | 時 価  |             |      |             |
|----------------|------|-------------|------|-------------|
|                | レベル1 | レベル2        | レベル3 | 合計          |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | —    | 35,052,626  | —    | 35,052,626  |
| リース債務          | —    | (1,471,572) | —    | (1,471,572) |

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

##### 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

##### リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 電気設備工事業    | 兼業事業      | 不動産賃貸事業 | 合計         |
|---------------|------------|-----------|---------|------------|
| 鉄道電気設備        | 29,963,681 | —         | —       | 29,963,681 |
| 道路設備          | 9,472,754  | —         | —       | 9,472,754  |
| 屋内外電気設備       | 4,463,254  | —         | —       | 4,463,254  |
| 送電線設備         | 6,481,250  | —         | —       | 6,481,250  |
| 兼業            | —          | 2,461,173 | —       | 2,461,173  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 50,380,940 | 2,461,173 | —       | 52,842,114 |
| その他の収益        | —          | —         | 389,209 | 389,209    |
| 外部顧客への売上高     | 50,380,940 | 2,461,173 | 389,209 | 53,231,323 |

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項」に記載しております。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務(兼業事業に係る履行義務については、当初に予想される契約期間が1年以内のため除く)に配分された取引価格の総額は28,945,842千円であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて約9割は3年以内に収益を認識すると見込んでおります。

## (賃貸等不動産に関する注記)

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)等を所有しております。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は197,562千円の利益(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上。)であります。

### 2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

| 連結貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円)    |
|----------------|-----------|
| 3,305,680      | 7,357,716 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主なものについては不動産鑑定士による「鑑定評価」(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によるものであり、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

2,206円82銭

1株当たり当期純利益

95円55銭

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目<br>(資 産 の 部) | 金 額               | 科 目<br>(負 債 の 部)    | 金 額               |
|------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| <b>流動資産</b>      | <b>38,976,525</b> | <b>流動負債</b>         | <b>15,775,670</b> |
| 現金預金             | 4,593,227         | 電子記録債務              | 2,719,159         |
| 受取手形             | 255,723           | 工事未払金               | 6,137,691         |
| 完成工事未収入金         | 33,174,484        | 買掛金                 | 54,145            |
| 売掛金              | 97,501            | 未払金                 | 1,612,439         |
| 未成工事支出金          | 631,328           | 未払費用                | 453,965           |
| 材料貯蔵品            | 33,179            | 未払法人税等              | 698,712           |
| その他              | 191,080           | 未成工事受入金             | 108,382           |
| <b>固定資産</b>      | <b>25,848,408</b> | 完成工事補償引当金           | 7,708             |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>19,282,865</b> | 賞与引当金               | 929,733           |
| 建物・構築物           | 9,274,228         | 役員賞与引当金             | 31,680            |
| 機械・運搬具           | 108,003           | その他                 | 3,022,051         |
| 工具器具・備品          | 216,032           | <b>固定負債</b>         | <b>6,611,062</b>  |
| 土地               | 8,013,832         | リース債務               | 1,403,203         |
| リース資産            | 1,558,365         | 退職給付引当金             | 4,826,960         |
| 建設仮勘定            | 112,402           | その他                 | 380,898           |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>535,922</b>    | <b>負債合計</b>         | <b>22,386,732</b> |
| ソフトウェア           | 486,033           | (純 資 産 の 部)         |                   |
| ソフトウェア仮勘定        | 40,881            | <b>株主資本</b>         | <b>40,799,620</b> |
| その他              | 9,007             | <b>資本金</b>          | <b>1,430,962</b>  |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>6,029,620</b>  | <b>資本剰余金</b>        | <b>3,188,408</b>  |
| 投資有価証券           | 4,217,932         | 資本準備金               | 649,201           |
| 関係会社株式           | 1,300,248         | その他資本剰余金            | 2,539,206         |
| その他              | 515,864           | <b>利益剰余金</b>        | <b>36,523,751</b> |
| 貸倒引当金            | △4,425            | 利益準備金               | 220,240           |
| <b>資産合計</b>      | <b>64,824,934</b> | その他利益剰余金            | 36,303,510        |
|                  |                   | 別途積立金               | 17,500,000        |
|                  |                   | 圧縮積立金               | 838,692           |
|                  |                   | 繰越利益剰余金             | 17,964,818        |
|                  |                   | <b>自己株式</b>         | <b>△343,500</b>   |
|                  |                   | 評価・換算差額等            | 1,638,580         |
|                  |                   | <b>その他有価証券評価差額金</b> | <b>1,638,580</b>  |
|                  |                   | <b>純資産合計</b>        | <b>42,438,201</b> |
|                  |                   | <b>負債・純資産合計</b>     | <b>64,824,934</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科目                | 金額         |            |
|-------------------|------------|------------|
| <b>売上高</b>        |            |            |
| 完成工事高             | 46,450,796 |            |
| 兼業事業売上高           | 348,021    |            |
| 不動産事業売上高          | 451,868    | 47,250,687 |
| <b>売上原価</b>       |            |            |
| 完成工事原価            | 40,126,431 |            |
| 兼業事業売上原価          | 286,889    |            |
| 不動産事業売上原価         | 251,588    | 40,664,909 |
| <b>売上総利益</b>      |            |            |
| 完成工事総利益           | 6,324,365  |            |
| 兼業事業総利益           | 61,131     |            |
| 不動産事業総利益          | 200,279    | 6,585,777  |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |            | 3,815,235  |
| <b>営業利益</b>       |            | 2,770,541  |
| <b>営業外収益</b>      |            |            |
| 受取利息配当金           | 196,552    |            |
| 物品売却益             | 49,054     |            |
| 雑収入               | 66,396     | 312,003    |
| <b>営業外費用</b>      |            |            |
| 支払利息              | 62,955     |            |
| 雑支出               | 29,277     | 92,233     |
| <b>経常利益</b>       |            | 2,990,312  |
| <b>特別利益</b>       |            |            |
| 固定資産売却益           | 40,883     |            |
| 投資有価証券売却益         | 184,826    |            |
| 国庫補助金             | 27,473     | 253,183    |
| <b>特別損失</b>       |            |            |
| 固定資産除売却損          | 18,133     | 18,133     |
| <b>税引前当期純利益</b>   |            | 3,225,361  |
| 法人税、住民税及び事業税      | 657,000    |            |
| 法人税等調整額           | 358,442    | 1,015,442  |
| <b>当期純利益</b>      |            | 2,209,919  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 項目                  | 株主資本      |         |           |           |         |            |         |
|---------------------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|------------|---------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金   |           |           | 利益剰余金   |            |         |
|                     |           | 資本準備金   | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   | 利益準備金   | その他利益剰余金   |         |
|                     |           |         |           |           | 別途積立金   | 圧縮積立金      |         |
| 当期首残高               | 1,430,962 | 649,201 | 2,539,206 | 3,188,408 | 220,240 | 16,500,000 | 831,801 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |           |         |           |           |         |            |         |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 1,430,962 | 649,201 | 2,539,206 | 3,188,408 | 220,240 | 16,500,000 | 831,801 |
| 当期変動額               |           |         |           |           |         |            |         |
| 剰余金の配当              |           |         |           |           |         |            |         |
| 当期純利益               |           |         |           |           |         |            |         |
| 別途積立金の積立            |           |         |           |           |         | 1,000,000  |         |
| 圧縮積立金の積立            |           |         |           |           |         |            | 19,066  |
| 圧縮積立金の取崩            |           |         |           |           |         |            | △12,175 |
| 自己株式の取得             |           |         |           |           |         |            |         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |         |           |           |         |            |         |
| 当期変動額合計             |           |         |           |           |         | 1,000,000  | 6,890   |
| 当期末残高               | 1,430,962 | 649,201 | 2,539,206 | 3,188,408 | 220,240 | 17,500,000 | 838,692 |

| 項目                  | 株主資本       |            |          |            | 評価・換算差額等     | 純資産合計      |
|---------------------|------------|------------|----------|------------|--------------|------------|
|                     | 利益剰余金      |            | 自己株式     | 株主資本合計     |              |            |
|                     | その他利益剰余金   | 利益剰余金合計    |          |            | その他有価証券評価差額金 |            |
| 当期首残高               | 17,690,327 | 35,242,370 | △343,434 | 39,518,305 | 2,121,747    | 41,640,053 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | △249,452   | △249,452   |          | △249,452   |              | △249,452   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 17,440,875 | 34,992,917 | △343,434 | 39,268,853 | 2,121,747    | 41,390,601 |
| 当期変動額               |            |            |          |            |              |            |
| 剰余金の配当              | △679,086   | △679,086   |          | △679,086   |              | △679,086   |
| 当期純利益               | 2,209,919  | 2,209,919  |          | 2,209,919  |              | 2,209,919  |
| 別途積立金の積立            | △1,000,000 |            |          |            |              |            |
| 圧縮積立金の積立            | △19,066    |            |          |            |              |            |
| 圧縮積立金の取崩            | 12,175     |            |          |            |              |            |
| 自己株式の取得             |            |            | △65      | △65        |              | △65        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |            |            |          |            | △483,166     | △483,166   |
| 当期変動額合計             | 523,942    | 1,530,833  | △65      | 1,530,767  | △483,166     | 1,047,600  |
| 当期末残高               | 17,964,818 | 36,523,751 | △343,500 | 40,799,620 | 1,638,580    | 42,438,201 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
    - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - 未成工事支出金 個別法による原価法
  - 材料貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却方法
  - 有形固定資産
    - （リース資産を除く） 定率法、ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
  - 無形固定資産 定額法  
また、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間5年に基づく定額法によっております。
  - リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
4. 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金 金銭債権の取立不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - 完成工事補償引当金 完成工事にかかる責任補修費用の支出に備えるため設定しており、完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
  - 工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、工事損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、その損失見積額を計上することとしております。
  - 賞与引当金 従業員に支給する賞与に備えるため、当期に対応する支給見込額を計上しております。
  - 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に備えるため、当期に対応する支給見込額を計上しております。
  - 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務費用については、発生時に一括費用処理することとしております。  
数理計算上の差異については、発生時の翌期に一括費用処理しております。  
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

### ・電気設備工事業

電気設備工事業は、鉄道電気設備、道路設備、屋内外電気設備、送電線設備の工事請負を行っており、顧客との契約における履行義務を充足するにつれて、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を一定の期間にわたって認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、原価比例法によって見積っております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### ・兼業事業

兼業事業は、主に交通施設の標識及び交通安全用品の製造・販売等を行っており、商品及び製品の出荷時点で収益を認識しております。

### ・不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、土地、建物等の賃貸を行っており、賃貸の期間にわたって収益を認識しております。

## 6. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

### (会計方針の変更)

#### 1. 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は工事契約に係る収益認識に関して、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、当事業年度より履行義務を充足するにつれて、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を一定の期間にわたって認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の主に原価回収基準を適用し、計上した売上高は143,091千円、売上原価は△212,052千円であり、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ355,144千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は249,452千円減少しております。

2. 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

**（会計上の見積りに関する注記）**

履行義務の充足に係る進捗度等に基づいて一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高

・当事業年度計上額 34,155,151千円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**（貸借対照表に関する注記）**

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,143,725千円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

金銭債権 22,705,015千円

金銭債務 653,658千円

3. 債権流動化による売掛債権譲渡高

完成工事未収入金 3,532,927千円

**（損益計算書に関する注記）**

関係会社との取引高

売上高 26,615,314千円

仕入高 3,576,040千円

営業取引以外の取引 83,904千円

**（株主資本等変動計算書に関する注記）**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|      | 当事業年度期首の<br>株式数（株） | 当事業年度増加<br>株式数（株） | 当事業年度減少<br>株式数（株） | 当事業年度末の<br>株式数（株） |
|------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 自己株式 |                    |                   |                   |                   |
| 普通株式 | 466,377            | 39                | —                 | 466,416           |
| 合計   | 466,377            | 39                | —                 | 466,416           |

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加39株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

**（収益認識に関する注記）**

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 賞与引当金        | 284,498    |
| 未払事業税        | 51,384     |
| 賞与社会保険料      | 43,193     |
| 退職給付引当金      | 1,477,049  |
| 土地評価損        | 302,945    |
| 減損損失         | 9,653      |
| その他          | 98,812     |
| 繰延税金資産計      | 2,267,537  |
| 評価性引当額       | △356,619   |
| 繰延税金資産合計     | 1,910,917  |
| 繰延税金負債       |            |
| 土地評価益        | △310,357   |
| 投資有価証券評価益    | △121,544   |
| 圧縮積立金        | △589,366   |
| その他有価証券評価差額金 | △722,486   |
| その他          | △1,449     |
| 繰延税金負債合計     | △1,745,204 |
| 繰延税金資産の純額    | 165,712    |

**(関連当事者との取引に関する注記)**

(単位：千円)

| 種類                   | 会社等の名称            | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%)      | 関連当事者との<br>関係      | 取引の内容                | 取引金額       | 科目                    | 期末残高       |
|----------------------|-------------------|--------------------------------|--------------------|----------------------|------------|-----------------------|------------|
| その他の<br>関係<br>会社     | 東日本旅客鉄道<br>株式会社   | 所有<br>直接 0.0<br>被所有<br>直接 17.2 | 電気設備工事<br>の施工      | 電気工事の<br>請負          | 26,532,802 | 完成工事未<br>収入金          | 22,686,539 |
| その他の<br>関係会社<br>の子会社 | JR東日本のリース<br>株式会社 | 所有<br>直接 なし<br>被所有<br>直接 なし    | 電気設備工事事用<br>車両のリース | 軌陸車等の<br>リース料の<br>支払 | 407,483    | リース債務<br>(1年内を<br>含む) | 1,789,540  |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般取引と同様であります。

**(1株当たり情報に関する注記)**

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,687円32銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 87円86銭    |

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本リーテック株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 島 祥 朗  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 斉 藤 直 樹  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本リーテック株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本リーテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本リーテック株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 島 祥 朗  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 直 樹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本リーテック株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの日本リーテック株式会社第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)日本リーテック株式会社の監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

日本リーテック株式会社 監査役会

常勤監査役 明星 久雄 ⑩

常勤監査役 神 早苗 ⑩

監査役 遠藤 茂樹 ⑩  
(社外監査役)

監査役 大野 雅人 ⑩  
(社外監査役)

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付けており、経営体質の強化ならびに将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、配当性向にも配慮しながら安定的な配当を継続していくことを基本方針といたしております。

つきましては、期末配当を含む剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当期の期末配当金につきましては、当期の業績や財政状態、今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、当社普通株式1株につき普通配当27円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は679,085,127円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月27日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 1,000,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 1,000,000,000円

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

- ① 当社は、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することにいたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 今後の事業展開並びに事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- ③ 株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を定める現行定款第12条第2項を削除するものであります。
- ④ 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり、定款の変更を行うものであります。
  - a. 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - b. 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - c. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - d. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ⑤ 取締役会の意思決定の客観性及び透明性の向上を図る観点より、柔軟に議長を選任できるようにするため、現行定款第25条（取締役会の招集者及び議長）に定める取締役会の招集者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更を行うものであります。
- ⑥ 社外取締役でない非業務執行取締役が職務の遂行に当たりその能力を発揮し期待される役割を十分に果たせるようにするための一助として、非業務執行取締役についても責任限定契約を締結できるように、現行定款第30条（社外取締役との責任限定契約）の変更を行うものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましては各監査役の同意を得ております。
- ⑦ その他、上記の変更に伴う条数の整備、字句等の修正等、所要の変更を行うものであります。

本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款    | 変 更 案       |
|------------|-------------|
| 第1章 総則     | 第1章 総則      |
| 第1条 <条文省略> | 第1条 <現行どおり> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(8) &lt;条文省略&gt;<br/>&lt;新設&gt;</p> <p>(9) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/>(3) 監査役会<br/>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は、随時必要ある場合にこれを招集する。</p> <p>2 <u>株主総会は本店所在地又はこれに隣接する地のほか、千葉県松戸市においても、これを招集することができる。</u></p> <p>第13条 &lt;条文省略&gt;</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(8) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(9) <u>各種動産のリース、賃貸借、売買（割賦販売を含む）及び保守管理</u></p> <p>(10) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>&lt;削除&gt;<br/>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は、随時必要ある場合にこれを招集する。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第13条 &lt;現行どおり&gt;</p> |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 社長が欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第16条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。</u></p> <p>第16条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、20名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>                                                                          | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>                                    |
| <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社の取締役社長は会社を代表し、必要に応じ取締役会の決議によって取締役会長、取締役副社長及び専務取締役のなかから代表取締役を選定することができる。</p>                                                                                                                                                     | <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>                                                                                                                                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>2 社長が欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日から3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは更にこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>出席した</u>取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> | <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 当社の取締役社長は会社を代表し、必要に応じ取締役会の決議によって取締役会長、取締役副社長及び専務取締役の<u>中から</u>代表取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、議長がこれを招集する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>3 議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは更にこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>その</u>取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議については、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> | <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第30条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 現 行 定 款                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>              | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                                                       |
| <p>(監査役の任期)</p>                                                                                         |                                                                                                                                                         |
| <p>第33条 <u>監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                              | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                                                       |
| <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                 | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                                                       |
| <p>(常勤監査役)</p>                                                                                          |                                                                                                                                                         |
| <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                           | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                                                       |
| <p>(監査役の報酬等)</p>                                                                                        |                                                                                                                                                         |
| <p>第35条 <u>監査役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                 | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                                                       |
| <p>(監査役会の招集通知)</p>                                                                                      | <p>(監査等委員会の招集通知)</p>                                                                                                                                    |
| <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日から3日前までに各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは更にこの期間を短縮することができる。</u><br/>&lt;新設&gt;</p> | <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは更にこの期間を短縮することができる。</u><br/>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                       |                                                                                                                                                         |
| <p>(監査役会の決議方法)</p>                                                                                      | <p>(監査等委員会の決議方法)</p>                                                                                                                                    |
| <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                             | <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                                                                                    |
| <p>(監査役会の議事録)</p>                                                                                       | <p>(監査等委員会の議事録)</p>                                                                                                                                     |
| <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>    | <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程</u>による。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は、社外監査役との間で、<u>当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程</u>による。</p>                                                                                                                                                                                                             |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                                                                                                       | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>第7章 計算</p>                                                                                                                                                                                                        | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>第43条～第44条 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                                                                                                                                        | <p>第7章 計算</p> <p>第38条～第39条 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                                                                                                                                    | <p>附則</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                                                                                                                                    | <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者に関しましては、諮問委員会（任意）の審議を経て、取締役会において決定しております。

| 候補者番号 | 氏名      | 現在の当社における地位・担当                | 候補者属性    |
|-------|---------|-------------------------------|----------|
| 1     | 江 草 茂   | 常務取締役経営企画部長<br>監査部担当          | 再任       |
| 2     | 田 邊 昭 治 | 代表取締役社長                       | 再任       |
| 3     | 大 森 郁 雄 | 常務取締役総務部長<br>コンプライアンス・リスク統括担当 | 再任       |
| 4     | 澤 村 正 彰 | 取締役財務部長<br>人事部・資材部担当          | 再任       |
| 5     | 北 原 雄 二 | 社外取締役                         | 再任 社外 独立 |
| 6     | 加 藤 修   | 社外取締役                         | 再任 社外    |
| 7     | 井 上 直 美 |                               | 新任 社外 独立 |
| 8     | 穂 苅 裕 久 |                               | 新任 社外 独立 |



所有する当社株式の数  
3,000株

取締役在任年数  
1年

当期における  
取締役会への出席状況  
10/10回 (100%)

## 1 | えくさ しげる 江草 茂 (1963年9月16日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |          |                       |          |                                              |
|----------|-----------------------|----------|----------------------------------------------|
| 1992年 4月 | 東日本旅客鉄道株式会社 入社        | 2015年 5月 | 東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部電気ネットワーク部次長、信号システム管理センター所長 |
| 2003年 6月 | 同社 東京支社電気部信号通信課長      | 2017年 6月 | 同社 東京電気システム開発工事事務所 所長                        |
| 2006年 4月 | 同社 東京支社電気部企画課長        | 2021年 6月 | 当社 入社                                        |
| 2007年 6月 | 同社 盛岡支社総務部長           | 2021年 6月 | 当社 顧問                                        |
| 2009年 6月 | 同社 東京電気システム開発工事事務所 次長 | 2021年 6月 | 当社 常務取締役経営企画部長、監査部担当 (現任)                    |
| 2013年 5月 | 当社へ出向                 |          |                                              |
| 2013年 5月 | 当社 鉄道本部副本部長           |          |                                              |
| 2013年 6月 | 当社 取締役鉄道本部長           |          |                                              |

### 取締役候補者とした理由

同氏は、鉄道に関する技術、安全等に対する豊富な知識・経験とマネジメント能力を有しております。また、2013年から取締役を2年間、2021年からは常務取締役として、当社の業務執行及び企業価値向上に貢献しており、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、実績や人格、能力等を勘案し、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社株式の数  
36,100株

取締役在任年数  
10年

当期における  
取締役会への出席状況  
14/14回 (100%)

## 2 | たなべ しょうじ 田邊 昭治 (1954年1月26日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |          |                 |          |                                 |
|----------|-----------------|----------|---------------------------------|
| 1978年 4月 | 日本国有鉄道 入社       | 2012年 6月 | 東日本電気エンジニアリング株式会社 社外取締役         |
| 1987年 4月 | 東日本旅客鉄道株式会社 入社  | 2012年 6月 | 当社 代表取締役専務鉄道本部長、安全推進部担当         |
| 2002年 6月 | 同社 東京支社電気部長     | 2012年 6月 | 大同信号株式会社 社外監査役                  |
| 2005年 6月 | 同社 東京電気工事事務所 所長 | 2013年 6月 | 株式会社TCN <sup>®</sup> ワライン 社外取締役 |
| 2009年 6月 | 同社 執行役員大宮支社長    | 2013年 6月 | 当社 代表取締役社長 (現任)                 |
| 2012年 6月 | 当社 入社           |          |                                 |
| 2012年 6月 | 当社 顧問           |          |                                 |

### 取締役候補者とした理由

同氏は、鉄道に関する技術、安全等に対する豊富な知識・経験を有するとともに、当社の業務全般を熟知しております。また、2012年から代表取締役専務、2013年から代表取締役社長を務め、当社の企業価値向上に貢献しており、実績や人格、経営に関する豊富な知見と能力がこれからの当社の経営に欠かせないことから、引き続き取締役候補者いたしました。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



所有する当社株式の数  
1,900株

取締役在任年数  
5年

当期における  
取締役会への出席状況  
14/14回 (100%)

### 3 おおもり いくお 大森 郁雄 (1958年2月13日生)

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |          |                   |         |                                    |
|----------|-------------------|---------|------------------------------------|
| 1980年4月  | 日本国有鉄道 入社         | 2017年6月 | 当社 取締役総務部長、監査部・コンプライアンス担当          |
| 1987年4月  | 東日本旅客鉄道株式会社 入社    | 2018年3月 | 当社 入社                              |
| 2012年11月 | 同社 東京支社監査室長       | 2018年6月 | 当社 常務取締役経営企画部長、総務部長、コンプライアンス担当     |
| 2015年7月  | 当社へ出向             | 2018年6月 | 東日本電気エンジニアリング株式会社 社外取締役 (現任)       |
| 2015年7月  | 当社 経営管理本部総務部長     | 2021年6月 | 当社 常務取締役総務部長、コンプライアンス・リスク統括担当 (現任) |
| 2016年7月  | 当社 執行役員総務部長、監査部担当 |         |                                    |

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、前職及び当社において総務部門、監査部門といった経営管理の要職に就いており、豊富な知識・経験と、鉄道に関する幅広い見識を有しております。また、2016年から執行役員、2017年から取締役、2018年からは常務取締役として、当社の業務執行及び企業価値向上に貢献しており、実績や人格、能力等を勘案し、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社株式の数  
2,500株

取締役在任年数  
5年

当期における  
取締役会への出席状況  
14/14回 (100%)

### 4 さわむら まさあき 澤村 正彰 (1963年9月21日生)

再任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |         |                          |         |                           |
|---------|--------------------------|---------|---------------------------|
| 1986年4月 | 株式会社富士銀行 入行              | 2016年7月 | 当社 執行役員財務部長、人事部担当         |
| 2002年4月 | 株式会社みずほコーポレート銀行 業務企画部参事役 | 2017年6月 | 当社 取締役財務部長、人事部担当          |
| 2010年4月 | みずほ情報総研株式会社 執行役員 人事部長    | 2018年6月 | 当社 取締役財務部長、監査部・人事部・資材部担当  |
| 2014年7月 | 当社へ出向                    | 2019年6月 | 大同信号株式会社 社外監査役 (現任)       |
| 2014年7月 | 当社 経営企画本部副本部長            | 2021年6月 | 当社 取締役財務部長、人事部・資材部担当 (現任) |
| 2015年6月 | 当社 入社                    |         |                           |
| 2015年6月 | 当社 執行役員鉄道本部中央支店副支店長      |         |                           |

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、前職及び当社において財務部門、人事部門、経営企画部門といった経営管理の要職に就いており、豊富な知識・経験を有しております。また、2015年から執行役員、2017年からは取締役として、当社の業務執行及び企業価値向上に貢献しており、実績や人格、能力等を勘案し、引き続き取締役候補者いたしました。



## 5 きたはら ゆうじ 北原 雄二 (1953年10月4日生)

再任

社外

独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 検事任官  
 1985年 4月 弁護士登録  
 1990年 3月 栄和法律事務所開設（現任）  
 2010年 6月 当社 社外監査役  
 2016年 6月 当社 社外取締役（現任）

所有する当社株式の数  
 一株

社外取締役在任年数  
 6年

当期における  
 取締役会への出席状況  
 13/14回 (92%)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務をはじめとした豊富な知識・経験等を有しており、当社の社外監査役経験者として監査経験も豊富であることから、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、原案どおり選任された場合には、諮問委員会の委員となる予定であります。



## 6 かとう おさむ 加藤 修 (1966年10月13日生)

再任

社外

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 東日本旅客鉄道株式会社 入社  
 2003年 6月 同社 高崎支社設備部電力課長  
 2005年 6月 同社 鉄道事業本部設備部課長  
 2007年 6月 同社 東京支社電気部企画課長  
 2011年 11月 同社 高崎支社設備部部长  
 2015年 6月 同社 鉄道事業本部電気ネットワーク部次長

2015年 6月 東日本電気エンジニアリング株式会社  
 社外取締役  
 2018年 6月 東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業  
 本部電気ネットワーク部担当部長  
 2019年 6月 同社 執行役員長野野社長  
 2021年 6月 同社 執行役員鉄道事業本部電気ネットワーク部長（現任）  
 2021年 6月 当社 社外取締役（現任）

所有する当社株式の数  
 一株

社外取締役在任年数  
 1年

当期における  
 取締役会への出席状況  
 10/10回 (100%)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、会社の経営に関与した経験はありませんが、鉄道に関する技術、安全等に対する豊富な知識・経験とマネジメント能力を有しております。また社外の客観的・専門的な視野から、当社の経営への的確な助言と業務執行に対する適切な監督を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、主要な取引先である東日本旅客鉄道株式会社の執行役員鉄道事業本部電気ネットワーク部長（業務執行者）であり、同社から給与等の支払いを受けております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



所有する当社株式の数  
—株

社外取締役在任年数  
—年

当期における  
取締役会への出席状況  
—/—回(—%)

## 7 いのうえ なおみ 井上 直美 (1950年11月6日生)

新任

社外

独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                       |          |                   |
|----------|-----------------------|----------|-------------------|
| 1974年 4月 | 株式会社富士銀行 入行           | 2008年 6月 | みずほ情報総研株式会社 専務取締役 |
| 1995年 5月 | 同行 武蔵小杉支店長            | 2010年 3月 | 同社 取締役社長          |
| 1998年 5月 | 同行 関連事業部長             | 2013年 4月 | 常磐興産株式会社 入社 顧問    |
| 2002年 4月 | 株式会社みずほ銀行 執行役員 関連事業部長 | 2013年 6月 | 同社 代表取締役社長        |
| 2005年 1月 | 同行 常務執行役員             | 2013年 6月 | 株式会社東京精密 社外監査役    |
| 2007年 4月 | 同行 常務取締役              | 2019年 6月 | 同社 社外取締役          |
| 2008年 4月 | みずほ情報総研株式会社 入社 顧問     | 2020年 6月 | 常磐興産株式会社 代表取締役会長  |
| 2008年 4月 | みずほ証券株式会社 監査役         | 2021年 6月 | 同社 相談役 (現任)       |

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、上場会社等での経営トップとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外の客観的・専門的な視野による的確な助言や指導をもって当社の経営を監督し、ガバナンス体制強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。また、原案どおり選任された場合には、諮問委員会の委員となる予定であります。



所有する当社株式の数  
—株

社外取締役在任年数  
—年

当期における  
取締役会への出席状況  
—/—回(—%)

## 8 ほかり ひろひさ 穂苅 裕久 (1956年7月4日生)

新任

社外

独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                          |          |                                    |
|----------|--------------------------|----------|------------------------------------|
| 1980年 4月 | 日本銀行 入行                  | 2014年 6月 | 同社 取締役常務執行役員 営業本部副本部長              |
| 2001年 7月 | 同行 甲府支店長                 | 2018年 4月 | 同社 取締役専務執行役員 営業本部副本部長              |
| 2007年 4月 | 同行 システム情報局長              | 2019年 4月 | 同社 取締役専務執行役員 営業本部副本部長、海外事業本部長 (現任) |
| 2010年 4月 | 同行 業務局長                  |          |                                    |
| 2011年 6月 | 総合警備保障株式会社 入社 執行役員営業企画部長 |          |                                    |
| 2012年 2月 | 同社 常務執行役員 営業本部副本部長       |          |                                    |

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、上場会社役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、今後の事業の営業戦略やグローバル展開を含め、社外の客観的・専門的な視野による的確な助言や指導をもって当社の経営を監督し、ガバナンス体制強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北原雄二氏、加藤修氏、井上直美氏及び穂苅裕久氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社と北原雄二氏、加藤修氏の間では、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める額としております。なお、北原雄二氏、加藤修氏が原案どおり選任された場合、現在締結中の責任限定契約を改めて締結する予定であります。また、井上直美氏及び穂苅裕久氏につきましても、原案どおり選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、北原雄二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、井上直美氏及び穂苅裕久氏につきましても、原案どおり選任された場合には、当社は両氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                    | 現在の当社における地位 | 候補者属性    |
|-------|-----------------------|-------------|----------|
| 1     | あけ ぼし ひさ お<br>明 星 久 雄 | 監査役         | 新任 社外    |
| 2     | じん さ なえ<br>神 早 苗      | 監査役         | 新任       |
| 3     | おお の まさ と<br>大 野 雅 人  | 社外監査役       | 新任 社外 独立 |



# 1 | <sup>あけぼし ひさお</sup> 明星 久雄 (1957年10月30日生)

新任 社外

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- |           |                    |          |                  |
|-----------|--------------------|----------|------------------|
| 1981年 4月  | 日本国有鉄道 入社          | 2004年 5月 | 同社 高崎支社総務部経理課長   |
| 1987年 4月  | 東日本旅客鉄道株式会社 入社     | 2011年 6月 | 同社 八王子支社監査室長     |
| 1996年 12月 | 同社 東京地域本社財務部会計課副課長 | 2014年 6月 | 日本ホテル株式会社取締役財務部長 |
| 1998年 2月  | 同社 東京地域本社財務部経理課副課長 | 2020年 6月 | 当社 監査役 (現任)      |
| 2000年 7月  | 同社 財務部会計課副課長       |          |                  |

所有する当社株式の数  
100株

監査役在任年数  
2年

当期における取締役会及び監査役会への出席状況

取締役会  
14/14回 (100%)

監査役会  
15/15回 (100%)

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、会社役員としての経験に加え、今までに財務部門や監査部門の要職を複数の会社にて歴任しており、そこで培われた豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社に対する適切な助言や監督が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



# 2 | <sup>じん さなえ</sup> 神 早苗 (1964年3月16日生)

新任

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- |           |                                   |           |                    |
|-----------|-----------------------------------|-----------|--------------------|
| 1989年 1月  | 保安工業株式会社 入社                       | 2012年 4月  | NRシェアードサービス株式会社へ出向 |
| 2009年 4月  | 当社 北海道支店総務課長                      | 2012年 4月  | 同社 サービス事業部長        |
| 2010年 10月 | 当社 経営企画本部企画課担当課長                  | 2017年 6月  | 同社 取締役サービス事業部長     |
| 2011年 7月  | 当社 経営管理本部総合事務センター課長、経営企画本部企画課担当課長 | 2019年 12月 | 当社 監査部長            |
|           |                                   | 2021年 6月  | 当社 監査役 (現任)        |

所有する当社株式の数  
5,300株

監査役在任年数  
1年

当期における取締役会及び監査役会への出席状況

取締役会  
10/10回 (100%)

監査役会  
10/10回 (100%)

## 監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、会社役員としての経験に加え、今までに財務部門や監査部門の要職を歴任し、社内業務に精通しており、そこで培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の監査機能に生かしていただき、監査等委員会の監査の実効性確保が期待できるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



所有する当社株式の数  
一株

監査役在任年数  
4年

当期における取締役会及  
び監査役会への出席状況  
取締役会

14/14回 (100%)

監査役会

15/15回 (100%)

### 3 おおの まさと 大野 雅人 (1955年10月11日生)

新任

社外

独立

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年 4月 国税庁 入庁  
1986年 7月 関東信越国税局 足利税務署長  
1989年 7月 仙台国税局 総務部総務課長  
1994年 5月 外務省 在ニューヨーク総領事館領事  
2002年 7月 熊本国税局 総務部長  
2003年 7月 広島国税局 総務部長

2006年 7月 国税庁 国際業務課長  
2009年 7月 独立行政法人国立印刷局 理事  
2011年 4月 財務省 大臣官房参事官  
2011年 7月 筑波大学 大学院ビジョナリー科学研究科  
教授  
2018年 6月 当社 社外監査役 (現任)  
2019年 4月 明治大学 専任教授 (現任)

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、会社の経営に関与した経験はないものの、国税庁における経歴を通じて培われた税務に関する専門的な知識と、大学教授としての幅広い見識を有しており、社外の客観的・専門的な視野による助言や指導をもって、当社の監査機能の強化、充実に寄与することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、原案どおり選任された場合には、諮問委員会の委員となる予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 明星久雄氏及び大野雅人氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社と大野雅人氏の間では、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める額としております。なお、明星久雄氏及び神早苗氏並びに大野雅人氏が原案どおり選任された場合、責任限定契約を改めて締結する予定であります。
4. 大野雅人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**参考 当社が各取締役特に期待するスキル（スキル・マトリックス）**

当社は、当社の経営理念実現のため、今期から新たな中期経営計画「Change and Innovation RIETEC 2024」のもと、「工事を通じてインフラを支え、社会に貢献する」という使命を果たし、すべてのステークホルダーからの負託に応えていく必要があると認識しております。

取締役会は、その役割・責任を適切に果たすため、経営理念及び中期経営計画等に照らし、次に掲げた各分野におけるスキルを、社内外を問わず十分な知識、経験と能力を有する人材でバランスの取れた構成とします。

|                    | 属性  | 氏名    | 共通性          |                |                 |                  |          | 専門性  |      |
|--------------------|-----|-------|--------------|----------------|-----------------|------------------|----------|------|------|
|                    |     |       | 企業経営<br>経営戦略 | サステナビリティ<br>DX | 人材開発<br>ダイバーシティ | コンプライアンス<br>内部統制 | 財務<br>会計 | 安全管理 | 電気技術 |
| 取締役<br>(監査等委員を除く。) |     | 江草 茂  | ●            | ●              |                 |                  |          | ●    | ●    |
|                    |     | 田邊 昭治 | ●            |                | ●               |                  |          | ●    | ●    |
|                    |     | 大森 郁雄 | ●            |                | ●               | ●                |          |      |      |
|                    |     | 澤村 正彰 | ●            | ●              | ●               |                  | ●        |      |      |
|                    | 外・独 | 北原 雄二 |              |                | ●               | ●                |          |      |      |
|                    | 外   | 加藤 修  | ●            |                |                 |                  |          | ●    | ●    |
|                    | 外・独 | 井上 直美 | ●            |                |                 | ●                |          |      |      |
|                    | 外・独 | 穂苅 裕久 |              | ●              |                 | ●                |          |      |      |
| 監査等委員              | 外   | 明星 久雄 |              |                |                 | ●                | ●        |      |      |
|                    |     | 神 早苗  |              |                | ●               | ●                | ●        |      |      |
|                    | 外・独 | 大野 雅人 |              |                |                 | ●                | ●        |      |      |

- (注) 1. 「共通性」とは企業経営に共通する専門的なスキルをいい、「専門性」とは当社業務における専門的なスキルをいう。  
 2. 属性の「外」とは社外取締役をいい、「独」とは東京証券取引所の定めに基づく独立役員をいう。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

う ち だ し げ る  
**内田 滋** (1951年6月24日生)

### Ⅰ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

|         |                               |         |                     |
|---------|-------------------------------|---------|---------------------|
| 1976年4月 | 日本国有鉄道 入社                     | 2012年1月 | 同社 取締役 経営管理本部副本部長   |
| 1987年4月 | 日本鉄道建設公団 入社                   | 2012年4月 | 同社 常務取締役 経営管理本部副本部長 |
| 2004年3月 | 独立法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道本部 電気部長 | 2012年6月 | 同社 代表取締役社長          |
| 2011年6月 | 東邦電気工業株式会社 入社                 | 2016年9月 | 同社 取締役相談役           |
| 2011年6月 | 同社 取締役 統括本部副本部長               | 2017年6月 | 同社 相談役              |

### Ⅱ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているとともに、鉄道に関する技術、安全等に関する知見にも通じており、社外の客観的・専門的な視野を持って、当社の監査体制の強化、充実に寄与が期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数 一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内田滋氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 内田滋氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2018年6月27日開催の定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内とし、使用人分給与は含まない）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額3億円以内（うち社外取締役分年額5千万円以内とし、使用人分給与は含まない）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告16、17頁に記載のとおりであります。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

**第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額6千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

